

伯耆町畦畔等除草合理化事業ラジコン式草刈機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農地とその維持に必要な地域資源等の保全、畦畔除草の作業労力の軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大により経済的打撃を受けた農家や地域その他産業の事業者の経費節減を図ることを目的として、伯耆町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年伯耆町条例第61号）第7条の規定に基づき、町が所有するラジコン式草刈機の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 ラジコン式草刈機の貸出を受けることができるものは、町内にある畦畔等を除草し、町内で活動を行う認定農業者等、集落営農組織、農事実行組合及び町内観光事業者等で、次に掲げるものとする。

- (1) 認定農業者等（伯耆町人・農地プランにおける中心経営体）
- (2) 自治会、農事実行組合、集落営農組織、町内公共的団体
- (3) 町内観光事業者
- (4) その他町長が認めるもの

(貸出要件)

第3条 ラジコン式草刈機は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、貸出をするものとする。

- (1) ラジコン式草刈機貸出条件（ラジコン式草刈機貸出許可書（様式第2号）別添をいう。）を遵守すること。
- (2) 町がラジコン式草刈機の操作技術を習得していると認めた者（以下「操作技術者」という。）が1人以上含まれていること。

(借用申請)

第4条 ラジコン式草刈機を借用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて許可を受けようとする日の10日前までに町長へ申請しなければならない。

- (1) ラジコン式草刈機借用申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 使用場所位置図
- (3) 保管場所を記した図面

(貸出の許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、貸出の条件を附してラジコン式草刈機貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（貸出期間）

第6条 ラジコン式草刈機の貸出期間は、7日を限度とする。

（使用の範囲）

第7条 ラジコン式草刈機を使用することができる範囲は、伯耆町内とする。

（使用料）

第8条 ラジコン式草刈機の使用料は、無料とする。

（費用負担）

第9条 ラジコン式草刈機の運搬及び稼動に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

（使用及び管理）

第10条 ラジコン式草刈機を借り受けた者（以下「使用者」という）は、ラジコン式草刈機の使用及び管理について、善良な管理者の注意義務をもって適正に行わなければならない。

2 使用者は、ラジコン式草刈機を使用したときは、ラジコン式草刈機使用管理簿（様式第3号）を作成しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、ラジコン式草刈機の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）ラジコン式草刈機の譲渡、処分又は転貸しないこと。
- （2）営利目的の使用をしないこと。
- （3）除草以外の目的で使用しないこと。
- （4）作動音や除草後の草による周辺住環境の影響に十分配慮すること。
- （5）ラジコン式草刈機の処理能力を超えて使用しないこと。
- （6）ラジコン式草刈機の異常が発生した場合は、速やかに町長に連絡し、その指示に従うこと。
- （7）傷害保険等に参加するよう努めること。

（返却）

第12条 使用者は、ラジコン式草刈機を返却しようとするときは、次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) ラジコン式草刈機使用実績報告書（様式第4号）
- (2) ラジコン式草刈機使用管理簿（様式第3号）
- (3) 作業前後の写真

2 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、ラジコン式草刈機を返却させることができる。

- (1) この告示に定める事項に違反したとき。
- (2) ラジコン式草刈機の維持管理上、支障があると認めるとき。
- (3) 天災や荒天により、貸出すべきでないと判断したとき。
- (4) その他町長が許可しない必要があると認めるとき。

（事故等の届出）

第13条 使用者は、事故が発生し、ラジコン草刈機をき損又は亡失、並びに第三者に損害を与えたときは、直ちに次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) ラジコン式草刈機使用事故報告書（様式第5号）
- (2) 事故発生場所位置図
- (3) 現場状況・き損箇所の分かる写真

（損害賠償等）

第14条 使用者は、使用者の責めに帰すべき理由により、ラジコン式草刈機をき損し、又は亡失したときは、町長の指示に従いこれを弁償し、又は現状に復さなければならない。

2 使用者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、使用者の責任においてこれを処理するものとする。

（貸出台帳の整備）

第15条 町長は、ラジコン式草刈機の貸出の状況を明らかにするために、ラジコン式草刈機貸出台帳（様式第6号）を作成し、整備しておかななければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、ラジコン式草刈機の貸出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。